

東京都知事 小池 百合子 殿

2017年度 高齢期の年金・保健・医療・
福祉・住宅・介護・就労の充実をめざす要請書

2017年 月 日

東京高齢期運動連絡会
会 長 小嶋 満彦
東京都老後保障推進協会
会 長 城田 尚彦
全日本年金者組合東京都本部
執行委員長 杉山 文一
全日本建設交運一般労働組合東京都本部
執行委員長 松田 隆浩
三多摩高齢期運動連絡会
代 表 畑中 久明

東京高齢者全都共同行動事務局
豊島区南大塚3-43-13
全日本年金者組合東京都本部気付
TEL (3986) 8566
FAX (3986) 8567

1] 保健・医療・介護に関する要求

1) 認知症対策を強めて下さい。

いま、認知症患者は、全国で65歳以上の人の15%・462万人とされています。加えて軽度の認知症の人が400万人とも言われています。高齢者の3割が関係している問題です。団塊の世代と言われる人たちが75歳になる2025年には、認知症の方は700万人になると推計されています。今から対策と計画をたて取り組まなければ手遅れになります。

(1) 全市区町村で、認知症に対する正しい知識を普及する取り組みを強めてください。

この取り組みは現在、地域包括支援センターを中心に、一部では始まっていますが、認知症についての社会の認識は、未だに特別な病気、一部の高齢者がかかる病気だという認識が大半です。高齢になれば誰もがなる可能性があるのがこの病気です。この問題は、認知症患者本人が苦しんでいるだけでなく、生活を共にしている家族が日々苦しんでいる問題です。地域での認知症サポーター養成講座や徘徊模擬訓練を増やして下さい。

(2) 地域包括支援センターの体制を強めて、地域の人たちと協力して認知症の人をフォロー出来る仕組みと体制を作ってください。

先進的な地域包括支援センターでは、「認知症サポーター養成講座」や「徘徊模擬訓練」などを、地域の人たちと共同して取り組んでいますがまだ一部です。

また、一通りの講座・訓練が終了するとそれで終わりになっています。これでは正しい知識が地域に根付きません。その理由は、地域包括支援センターの体制が余りにも多くの業務を抱えていて、この問題に関わることができないからです。

地域包括支援センターの体制を強化しないと問題は解決しません。各地域包括支援センターに対する予算を増額して体制を強めてください。

(3) 医療機関に相談窓口を増設してください。

この問題は、早期に発見するのが重症化を防ぐ早道です。しかし、相談する窓口が分からないという声を多く聞きます。一番安心して相談できるのは、病院又は診療所などの医療機関です。早期発見のため都立の医療機関が率先してその体制を確立してください。

2) 介護サービスの充実のために

(1) 今年4月から、新しい総合事業が都内のすべての自治体で開始されました。

それに伴い、総合事業におけるサービスの内容や単価の違いや事業開始時期などによって自治体間格差が生じています。自治体間格差是正のための措置や指導を行うと共に、国に対して制度の改善を要望してください。

(2) 区市町村に対して介護保険料の減免措置など独自施策の実施・拡充をすすめるよう都として指導するとともに、国に対して、非課税世帯の介護保険料の公費軽減の実施及び介護保険財源の国庫負担を増やすよう要望してください。

(3) 「改正」介護保険法は、介護利用者や介護事業所、自治体にとっても多大な影響を及ぼすものです。東京都として以下に取り組むよう要望します。

ア 総合事業実施に当たっては、利用者のサービス選択の意思を十分に尊重するとともに、今までのサービスの内容を維持し、区市町村間においてサービスの質や内容などに格差が生じないよう、都として区市町村に指導・援助をしてください。

イ 要介護1・2の要介護者であっても、個々の事業を勘案し必要に応じて特別養護老人ホームへの入所が認められるよう、都として区市町村や施設に対して適切な指導をしてください。

(4) 高齢者の実態に即した認定方式に改善してください。また、45分にされた「家事援助」を60分単位に戻すように国に働きかけてください。

3) 介護の制度を改善・充実してください。

(1) 総合事業に移される要支援1・2の人に対する介護サービスを低下させないでください。

2015年度から始まった第6期介護保険事業は、要介護1・2の人は原則として介護施設に入所させない。要支援1・2の人には介護保険からの給付はしないとしています。

国の施策では、この人たちに対しては市区町村が支援事業として行う事になっていますが、いまのままではサービスの低下は避けられないと関係者は嘆いています。

私たちの調査では、介護が必要とされた方の中で、要支援の方の比率は少ない区で練馬区の21.4%、市では福生市の21.4%と約5人に1人、比率の高い区では渋谷区の38.2%、市では調布市の34.2%と3人に1人もいます。

サービスの低下が、重症化に繋がると関係者は危惧しています。東京都と市区町村が協力してサービスを低下させないようにして下さい。

(2) 介護施設を増やしてください。介護の現場で働く人たちの待遇を抜本的に改善する対策を行ってください。

ア 介護職員の処遇を改善するために、東京都独自の補助制度(例えば、介護事業所への人件費補助制度を自治体が創設した場合)を創設してください。

イ 介護職員処遇改善交付金を復活するよう国に要望してください

ウ 「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が実効あるものとなるよう国に要望してください。

特養待機者は、改定された基準でも4万人を超えています。2017年度都予算では高齢者介護施設の整備費が軒並み削減され78億円も減額されています。その要因として、2016年度の実績が落ち込んでいるとのことですが、これでは「介護難民が増々ふえることとなります。介護人材の不足も深刻で、都内の介護職員の平均給与は、全職種平均に比べ月9万円も低くなっています。介護事業所への人件費補助などの財政支援を強めるとともに、現行の「キャリアパス導入促進事業」は現場の実態にあった制度に改善してください。施設を増やし、介護現場の待遇を改善する措置を急いで下さい。

(3) 財政力の弱い市区町村に対する都の助成を強めてください。

都下の町村は軒並みに高齢化が進んでいます。高齢化の進行に比例して介護を必要とする人も増えています。現在の制度では区市町村ごとに事業計画をつくり実施していますが、今のままでは計画の作成すら困難を極めています。

このままでは、関係町村に住む高齢者は必要な介護が受けられません。

2) 医療保険制度に対する要求

1) 東京都として後期高齢者の窓口負担を無料とする後期高齢者医療費助成制度を創設してください。

2) 70歳から74歳の高齢者の窓口負担が1割になる措置を東京都として採ってください。

3) 後期高齢者医療広域連合の財政支援を拡充し、保険料の値下げと負担の軽

減を東京都として実施してください。

後期高齢者医療保険料は財政安定化基金の活用で料率のアップは1%未満に抑えられましたが、それでも尚、後期高齢者医療保険料は高過ぎます。住民税非課税の者からも、均等割り 42,400 円を徴収する制度は国民の生活を無視したやりかたです。高齢者は医療費が高くかかるという理由で、別建ての保険制度にし、自己責任方式で高くかかる分を高齢者に負担させるという仕組みは、社会保険とは言えません。都内でも保険料が納入できずに資格証明書を発行された人も出ています。中には医療費を心配して通院の回数を減らす高齢者も多くいます。高齢者がお金の心配をしないで、安心して医療に掛れるようせめて窓口負担を無料にしてください。また、昨年4月から70歳になった者は、窓口負担が2割になりました。これは、医療機関を利用する機会が増える高齢者から、医療を奪うやり方です。元の1割で受診できるようにして下さい。

- 4) 国民健康保険料（税）の値下げと保険料の減免がひろがるよう、区市町村に東京都として財政支援を行ってください。
- 5) 人権を無視するような保険証の取り上げや強引な差し押さえは止めるようにしてください。この間も、滞納者に対してわずかな残高しか残っていない預金通帳の差し押さえなどが行われています。さらに来年からこれまでは国民健康保険の財政運営は、区市町村が担ってきましたが、来年度からは、都道府県が主体となり、区市町村と共同運営するようになります。これにむけて国は、「保険料軽減のための区市町村による公費の繰り入れをやめること」「保険料のとりたてをいっそう強めること」を、都道府県が司令塔となってすすめるよう、様々な制度・仕組みをつくって押しつけてきています。国が言うように繰り入れをやめれば、さらに大幅な値上げになる危険があります。
- 6) 高齢者の健康診断に、無料の歯科検診とガン検診を加えるよう区市町村を指導してください。

「歯は健康の入口」と言われます。とりわけ高齢者は歯が悪くなって、ものが噛めなくなったら、一気に健康状態は悪くなります。ところが、圧倒的多数の人は、歯が痛くなって初めて歯医者にいきます。また健康診断でも歯の健康診断はありません。健康で生き続けるために健康診断に歯を加えて下さい。

また、無料であった大腸ガン検診を、有料にしたところも現れています。ガンは死亡原因の中では高い比率を占めています。無料でガン検診が受診できるようにして下さい。

3] 年金に関する要求

- 1) 消費税8%への引き上げにより、生活必需品は大幅な値上がりをしており、特に所得の少ない高齢者の生活を直撃しています。住民生活に責任を持つ都としてこれらの高

齢者の内、無年金者及び国民年金のみの受給者数を明らかにしていただきたい。

2) 厳しい生活実態の中にある住民税非課税世帯の無年金者・低年金者に対して、なんらかの生活支援金、例えば月額33,000円（基礎年金・国庫負担分相当額）などを保障し、支給する制度を作ってください。

3) 年金の扱いが各自治体から年金機構へ移管されてから年金相談が不便になりました。年金相談窓口を常設で設置して下さい。

4) 以下の要求について国へ意見書を上げてください。

(1) 無年金者・低年金者の生活を救うには最低保障年金制度を確立する以外にありません。貴自治体から国に最低保障年金制度確立を求める意見書を上げて下さい

(2) 政府は年金の特例水準2.5%の解消（削減）を2013年10月から2015年4月まで3回にわたって執行しました。全日本年金者組合はこの年金削減は「憲法違反」として訴訟を起こしました。政府は今後、マクロ経済スライド（物価・賃金の上昇以下に年金の上昇率を下げるシステム）をさらに改悪して、デフレ下で物価・賃金が下がっても年金を一定率で下げる事をはじめました。この結果、今後長期間にわたって年金が大幅に切り下げられます。年金カットに反対する意見書を国に上げてください。

(3) 消えた年金記録がいまだ大量に残っています。早期に回復するよう国に対して意見書を上げてください。

(4) 年金支給を2ヶ月毎の後払いではなく、1ヶ月ごとに当月に支給するよう国に対して意見書をあげて下さい。

4] くらしと福祉に関する要求

1) シルバーパスの費用負担を福祉の制度にふさわしい額にしてください。現行の20,510円負担の人は、1万円以下に引き下げて下さい。

2) 新たに多摩モノレール、ゆりかもめでも利用できるようにしてください。3) 民営バスについて、乗車、降車の一方が都内の停留所であれば利用できるようにしてください。同じ都民として都の制度が同じ程度に利用できるよう改善してください。都県境の近くに住んでいる都民が隣県にある最寄りの鉄道駅に行く際にシルバーパスが利用できないなど不便な状況が生じています。すくなくとも乗車又は降車の一方が都内である場合は利用対象にしてください。

3) 低所得の高齢者が入居できる都営住宅を増設してください。

都営住宅は、一部では建て替えが行われています。しかし、新設はありません。建て替えが行われた所は、必ず家賃が引き上げられます。所得の低い高齢者が入居できる都営住宅は少なくなっています。低所得の高齢者が入居できる都営住宅を増設ください。

4) 3階以上の都営住宅で、3年以上建て替え計画のないものは、直ちにエレベータを設置してください。

5) 一人暮らし、老々世帯の問題点を把握するための調査を行ってください。

一人暮らし、老々世帯が激増しています。今後も増え続けます。孤独死も増えています。大都市東京における高齢化の問題に対処するために是非この調査を行ってください。

5] 高齢者の雇用、就労対策の充実に関する要求

日本における高齢者人口はますます増加しています。同時に、低収入の高齢者も増え、高齢者の就労問題は大きな課題となっています。国においても生涯現役社会をめざす検討会報告等発表し高齢者の就労促進に取り組む姿勢を強めています。又、生活困窮者自立支援法の施行に伴い生活に困窮する高齢者の就労対策も喫緊の課題となっています。

1) 高年齢者雇用安定法5条36条の援助・育成団体に含まれる、東京高齢者就労事業団協議会（以下事業団協議会）の構成団体である、NPO東京高齢者事業団、城南クリエーション、北斗企業組合、労協センター事業団などに対し下記の具体的援助、育成を行ってください。

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の改正交付に伴って、シルバー人材センターに「準ずる団体」の基準を作成してください。

(2) 事業団協議会加盟団体に対し、3号による公園清掃など高齢者に適した、軽度な仕事の提供を随意契約でお願いします。

(3) 東京都広報に働きたい高齢者への紹介として事業団協議会の掲載またはパンフの配布等検討をお願いします。

(4) 東京都各部局に対し、高齢者団体への仕事発注のお願い文書の提出をお願いします。

(5) 東京都と東京労働局との、高齢者の多様な働き方への支援に関する定期協議内容において「シルバー人材センターの育成援助・・・」の部分で「シルバー人材センタ

一等の育成援助・・・」に改正してください。

2) 生涯現役促進地域連携事業募集に関する協議会に、東京高齢者就労事業団協議会を加えてください。

3) 生活困窮者自立支援法にもとづく認定就労訓練事業の認定団体に対し、東京都の発注する役務提供の委託事業に関し随意契約で仕事の提供を行ってください。

4) 公園等の清掃・除草等維持管理委託については、競争入札による競争激化により、公共工事設計労務単価はこの数年間で大幅に値上がりしているにもかかわらず、そこで働く労働者に反映されておりません、積算基準に基づき適正な賃金が支払われるように委託契約内容に関しても、公契約条例の制定及び最低制限価格制度の導入を行い改善してください。

以上